

# 島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業（学校、幼稚園）報告要領

（改正：令和3年10月25日付け感第512号）

インフルエンザ様疾患による幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等（以下、「学校等」という。）の学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖（以下、「臨時休業」という。）の状況を的確に把握し、予防啓発に資するため、保健所設置中核市と連携を図りつつ以下を実施する。

## 1 臨時休業の報告

臨時休業の報告は、入力（記入）及び確認の注意事項（別紙）に則り、不備や誤りがないよう、また時間厳守で行う。

### (1) 学校保健安全法第18条に基づく連絡

学校等の設置者は、学校保健安全法第20条に係るインフルエンザ様疾患による臨時休業措置を行った場合、保健所へ以下の方法により連絡する。

①学校等欠席者・感染症情報システム（以下、「システム」という。）を利用する学校・幼稚園等

毎日12時時点の状況を、14時までにシステムに入力する。

②システムが利用出来ない学校・幼稚園あるいは教育委員会等

この要領の様式4（学校：閉鎖措置用）に記入の上、保健所に14時までにファックス等で送信する。

### (2) 内容の確認

①保健所は、毎日14時以降に、管内の学校等から報告された内容を確認する。

②保健所は、報告内容に不備不明な点がある場合は、市町村教育委員会又は学校等に連絡し、訂正等を依頼し、原則として毎日16時までに全ての学校等における患者発生状況の把握に努める。

## 2 情報集約及び情報提供

### (1) 日々の情報の集約

感染症対策室は、16時以降、県内（松江市を除く）の臨時休業の情報を取りまとめ、感染症情報センター及び関係機関あて、それぞれに資料を作成し情報提供する。

### (2) 週報の作成

厚生労働省の定める期間において、感染症対策室は、松江市を含む全県一週間分の、休校数、学年閉鎖校数、学級閉鎖校数、在籍者数、患者数及び欠席者数を取りまとめ、翌週の火曜日までに厚生労働省に報告する。〔「インフルエンザに係るサーベイランスについて（平成23年3月31日付、健感発0331第1号）」〕なお、休校数については、学校閉鎖校数を計上する。

その際、松江市保健衛生課から松江市分の報告を徴収する。なお、徴収方法は別途定めることとする。

附 則（平成30年9月12日付け薬第888号）

この要領は、平成30年9月12日から施行する。

附 則（令和3年10月25日付け感第512号）

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

## 別紙

### 臨時休業の入力（記入）及び確認の注意事項

#### 1 入力（記入）及び確認について

システムの入力及び様式4（学校：閉鎖措置用）の記入について、以下のとおり取り扱う。

##### (1) 閉鎖範囲内容

- ・ 閉鎖措置範囲の学級、学年あるいは学校は、情報集約上重要な項目であるため間違いが無いよう留意する。
- ・ 1学年1学級の場合は、学年閉鎖として取り扱う。

##### (2) 措置期間

- ・ 午前及び午後の記載は、不要とする。
- ・ 措置期間を延長する場合、新しい報告（延長報告）として取り扱い、前回報告分の措置期間の修正は行わないこと。
- ・ 延長報告は、備考欄に「延長」と記入し、主要症状の報告は不要とする。

##### (3) 措置範囲の人数

- ・ 在籍者数、患者数及び欠席者数は、矛盾がないよう入力する。  
（ 在籍者数  $\geq$  患者数  $\geq$  欠席者数 ）

##### (4) 症状の記載

- ・ 発熱があること（インフルエンザ様疾患であることを確認）を確認する。
- ・ 発熱の“何度”の記載は、必須としない。

#### 2 システムでの情報の取扱について

システムでの入力については、“1 入力（記入）及び確認について”に加え、以下について留意する。

##### (1) 学校設置者の入力

###### ① システムへの入力期限

- ・ システムでは、14時以降も入力若しくは修正が可能であるが、内容確認や情報集約作業の大きな妨げとなるため14時以降同日中は入力せず、翌日14時までに入力する。  
この場合は、閉鎖開始日を間違えないよう注意し、必ず備考欄に本日分の報告ではないことがわかるよう記載（例：「〇月〇日（前日）の報告」）する。
- ・ 保健所や教育委員会等から内容確認があり修正の必要があった場合は、16時までに内容を必ず修正する。
- ・ 14時以降に入力内容の修正が必要となった場合は、その旨、管轄保健所に電話連

絡し修正を行う。未連絡での修正は行わない。

②出席停止で登録した児童・生徒数

「欠席者の症状」の入力は不要であるが、「欠席・出席停止者総数」に含める。

(2)保健所の確認

システムにログインし、14時から16時までに以下の作業を行う。終了しない場合は、感染症対策室に16時までに連絡すること。

①メニューバーの“臨時休業印刷”を選択し、閉鎖の初日を指定。

“再表示”ボタンを押し、該当日の情報を確認する。

※“閉鎖の初日”を基準に集計されるので、前日と翌日も確認しておく。

②内容の確認を行い不備等がある場合、修正を依頼する。

③内容が修正等されたことを確認する。

※様式4（学校：閉鎖措置用） ※幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等報告用

【教育委員会】、【保健所】あて

(FAX連絡欄)

(元号) 年 月 日

インフルエンザ様疾患発生報告 【学校：閉鎖措置用】

(元号) 年 月 日 12時時点の発生状況を報告します。(14時まで報告。それ以降の報告は翌日の集計となります)

報告 月日	施設名 所在地(番地まで)・連絡先 所属報告者氏名 全校在籍者数	発生範囲		患者総数 (欠席者数)	措置内容 ※該当に○ 措置期間	主要症状 (※延長の措置の場合は不要)	備考 ※同施設で2回以上の報告は、 (再)の記載
		※対象の学級・ 学年等	在籍				
TEL: FAX:  全在籍数	名		患者数 名 うち欠席者数 名	学校閉鎖 学年閉鎖 学級閉鎖 /	発熱( ~ °C) , 咽頭痛 咳 , 頭痛 , 関節痛 , 倦怠感 悪寒 , 腹痛 , 下痢 , 嘔吐 , 吐気 その他 ( )		
			患者数 名 うち欠席者数 名	学校閉鎖 学年閉鎖 学級閉鎖 /			
			患者数 名 うち欠席者数 名	学校閉鎖 学年閉鎖 学級閉鎖 /			

(記載方法等)

- 「報告月日」欄には、保健所等に報告した月日を記載する。
- 「所属報告者」欄には、施設の報告者の名前を記載する。
- 「所在地」は、番地まで記載する。
- 「措置内容」には、該当に○をする。  
※1学年1学級の場合は、学年閉鎖とする。
- 「措置期間」は、日単位で記載する。  
※”午後から”等の記載は不要

- 主要症状に○をする。  
※主要症状に「発熱」があることを確認し、○をする。(発熱温度の記載は必須ではない)
- 「備考」欄には、次の内容を記載する。  
(1) 1学年が1学級の場合 “1学年1学級” と記載する。  
(2) 同じ施設で2回以上報告があった場合、2回目以降は必ず (再) と記載する。  
(3) 既に閉鎖中の学級等について、閉鎖期間を延長した場合は (延長) と記載する。

## 学校等インフルエンザ様疾患

## 臨時休業報告

島根県 健康福祉部 感染症対策室

(感染症対策第一グループ)

電話:0852-22-6532

## 「学校等欠席者・感染症情報システム」入力ご担当者さま



## システムへの入力は14時まで

閉鎖措置（臨時休業）については、12時時点での状況について、毎日14時までにシステムに入力してください。

間に合わない場合は、同日中はシステムに入力せず、翌日（金曜日の場合は翌月曜日）14時までに入力をする様をお願いします。（14時以降の入力は、確認作業の支障となります）

翌日の入力は、閉鎖開始日を間違えないように留意願います。備考欄に、本日の報告ではないことがわかるよう記載(例:「〇月〇日(前日)の閉鎖措置の報告」)し、わかるようにしてください。



## 措置内容等の入力は正確に

県では入力された内容をもとに、情報提供を行っております。登録を行う前に、入力内容に間違いがないか再度、確認を行ってください。また、感染症対策室では、週毎の施設閉鎖情報を厚生労働省へ報告することになっています。

\*発生範囲(学年・クラス)、措置内容(学校・学年・学級)、措置期間(いつからいつまでなのか)など

## 【その他注意点】

- ①入力時に主要症状の発熱にチェックがない場合は、発熱欄空欄報告となり、インフルエンザ様疾患での閉鎖報告かどうか、管轄保健所より確認します。必ずチェックが入っているかの確認をお願いします。（発熱の温度については、把握している場合は併せて入力をしてください。）
- ②出席停止入力画面で登録した児童・生徒は「欠席者の症状」への入力は不要ですが、「欠席・出席停止者総数」には含めてください。
- ③閉鎖措置を延長する場合は、前の報告を修正するのではなく、新しく報告を作成してください。その際、備考欄に「延長」と記入をしてください。（延長の場合、主要症状の報告は不要です）
- ④1学年1学級の場合には、学年閉鎖となります。

ログインID及びパスワードについては、所管の学校担当課にお問い合わせください。各保健所及び健康福祉部では確認が出来ません。

※感染症情報収集システムの詳しい入力方法については、マニュアルを参考に入力を行ってください。



◇パソコンの不具合等でシステムを利用出来ない場合は、「**島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業(学校、幼稚園)報告要領**」の**様式4**により管轄の保健所へ、**14時まで**にFAXにて報告をしてください。

システムが利用出来るようになったら、再度データの入力が必要となりますので留意ください。

ファックスでのご報告の担当者さま



## 報告は**14時まで**に保健所に

「**島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業(学校、幼稚園)報告要領**」の**様式4**により管轄の保健所へ提出して下さい。

14時以降のご報告は、翌日のご報告分として、集計対象となります。

【管轄保健所の連絡先】 松江市は、平成 30 年4月から保健所設置市となりました。

保健所名	各保健所が担当する地域	電話番号	FAX 番号
松江保健所	安来市	0852-23-1317	0852-31-6694
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-42-9515	0854-42-9654
出雲保健所	出雲市	0853-21-1185	0853-21-7428
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9805	0854-84-9819
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5556	0855-29-5562
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-31-9552	0856-31-9568
隠岐保健所	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	08512-2-9715	08512-2-9716

(参考)

○臨時休業の報告に関する法的根拠について

学校保健安全法(平成 21 年 4 月 1 日施行)より抜粋

(保健所との連絡)

第 18 条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、**保健所と連絡するもの**とする。

学校保健安全法施行令より抜粋

(保健所と連絡すべき場合)

第 5 条 法第 18 条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第 19 条の規定による出席停止が行われた場合

**(2)法第 20 条の規定による学校の休業を行った場合**